

「給付付き税額控除」について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

社会保障国民会議 中間とりまとめについて

1 趣旨

これまでの政党間での協議※を尊重しつつ、国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、「国民会議」を設置。政府と、消費税が社会保障の貴重な財源であるとの認識を有し、給付付き税額控除の実現に取り組む政党が、共同で開催。

※自由民主党、立憲民主党、日本維新の会及び公明党による給付付き税額控除に関する政党間協議。国民会議の共同開催に伴い、現在の政党間協議は国民会議に移行する。

2 国民会議の構成・構成員

○ 国民会議（いわゆる「親会議」）は、政府及び参加政党間で協議・意見集約を行う。

＜政府側＞ 内閣総理大臣（通常は官房長官が代理・司会進行）、担当閣僚、有識者会議座長*

＜政党側＞ 参加各党の政策責任者・税調会長（総理出席の際は、各党党首が参加可能）

※ 国民会議（「親会議」）は、実務者会議での議論及び検討状況に応じて、適宜開催する。

* 有識者会議（下記）座長は、有識者会議の議論を報告するため、必要に応じ参加。

○ 「親会議」の下、機動的・集中的に議論を進めるため、政府及び各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を開催。

＜政府側＞ 全世代型社会保障改革担当大臣、財務大臣※、総務大臣※、有識者会議座長

＜政党側＞ 実務者（原則2名、自民党は3名（うち1名が議長））

※ 財務大臣及び総務大臣、その他関係大臣は、必要に応じ参加。

2 国民会議の構成・構成員（続き）

- 「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」※を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携※を図る。

※ 有識者会議のメンバー（常任）は、政府関係審議会委員、地方界、経済界等で構成。議論の進捗に応じ、有識者の追加も可能とする。有識者（臨時）についても、テーマに応じ、招聘可能。

* 基本、実務者会議の意見や関心事を有識者会議に伝達し、有識者会議の議論の状況を実務者会議に報告するサイクルを想定。実務者会議メンバーは有識者会議に参加可能。

3 事務局

国民会議の庶務は、政府（内閣官房）並びに自由民主党及び野党の代表となる党において処理。

4 議論の進め方など

- まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め※、その両者について、R8年夏前を目途に中間とりまとめを行う※。

※ 給付付き税額控除の制度設計に関連する社会保障制度の議論は並行して実施。

* 骨太の方針に反映の上、制度を閣議決定し、一定の準備期間を経て実施に移すために必要となる法案を提出することを想定。

- その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等について、改めて調整の上、協議を継続する。

給付付き税額控除について

(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 給付付き税額控除は、諸外国との比較を通じて**純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目。**
- ① その**負担軽減**を通じ、所得に応じて、これまでよりも**一層手取りが増える**ようにするとともに、
② いわゆる**「年収の壁」**などによる**「働き控え」**を緩和することを通じた**就労促進**を図る、
という喫緊の課題に適切に対応する必要。
- これらを目的として、**制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」**を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入(令和11年度に本格導入)。
- ※ 今回導入を目指す「所得に連動したきめ細かな給付」は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- ※ 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
- ※ 税額控除と給付の組合せとすることについては、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続。

【子育て世帯(夫婦・子2人)の純負担率】

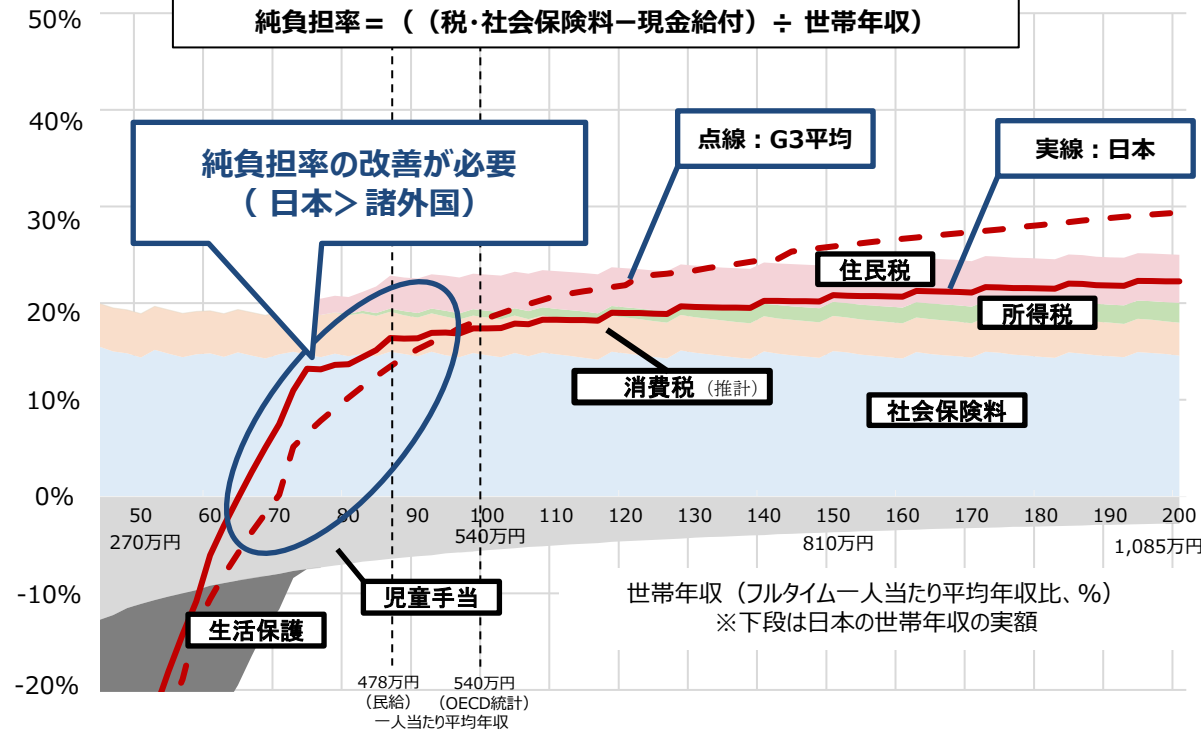
G3(米・独・仏)平均との比較

$$\text{純負担率} = (\text{税・社会保険料} - \text{現金給付}) \div \text{世帯年収}$$

純負担率の改善が必要
(日本>諸外国)

点線: G3平均

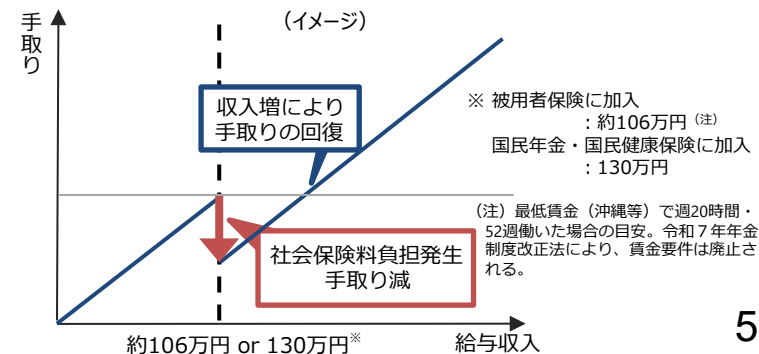
実線: 日本



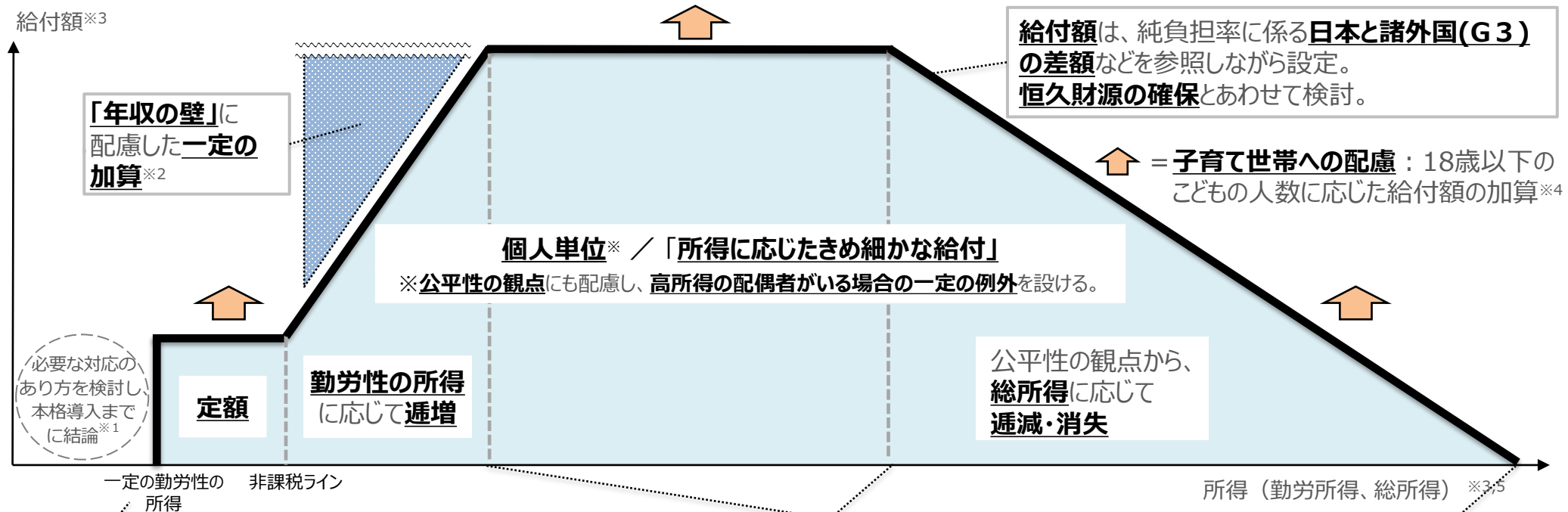
【深刻な人手不足(雇用人員判断D.I.の推移)】



【「年収の壁」による手取りの変化】



「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージ（中間とりまとめ（社会保障国民会議 令和8年7月29日））



これまでのご意見

- ・被用者保険の適用：所得 約32万円超（収入 約106万円超）※6
- ・給与所得ゼロ：所得 0万円超（収入 74万円超）
- ・雇用保険の適用：（収入 約 53万円超）

給付に係る閾値となる所得水準は、純負担率や純負担額の国際比較等を参照しながら設定。恒久財源の確保とあわせて検討。

※ 給付が消失する水準は、諸外国では概ね平均年収の50%前後。

○ **単身者、個人事業者、フリーランス、高齢者**（就労し、純負担が現役並みの中低所得高齢者）も対象。

※1 給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度からあわせて実施できるよう、本格導入までに結論。その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度などの必要に応じた拡充を含め、幅広く選択肢を検討。

※2 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置。就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め検討。

※3 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

※4 子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

※5 金融所得については、制度を精緻化する中で対応。預金の利子所得も、遠くない将来の課題として検討。

※6 正社員に比べて時間・日数が4分の3未満の短時間労働者についての要件に関する目安。

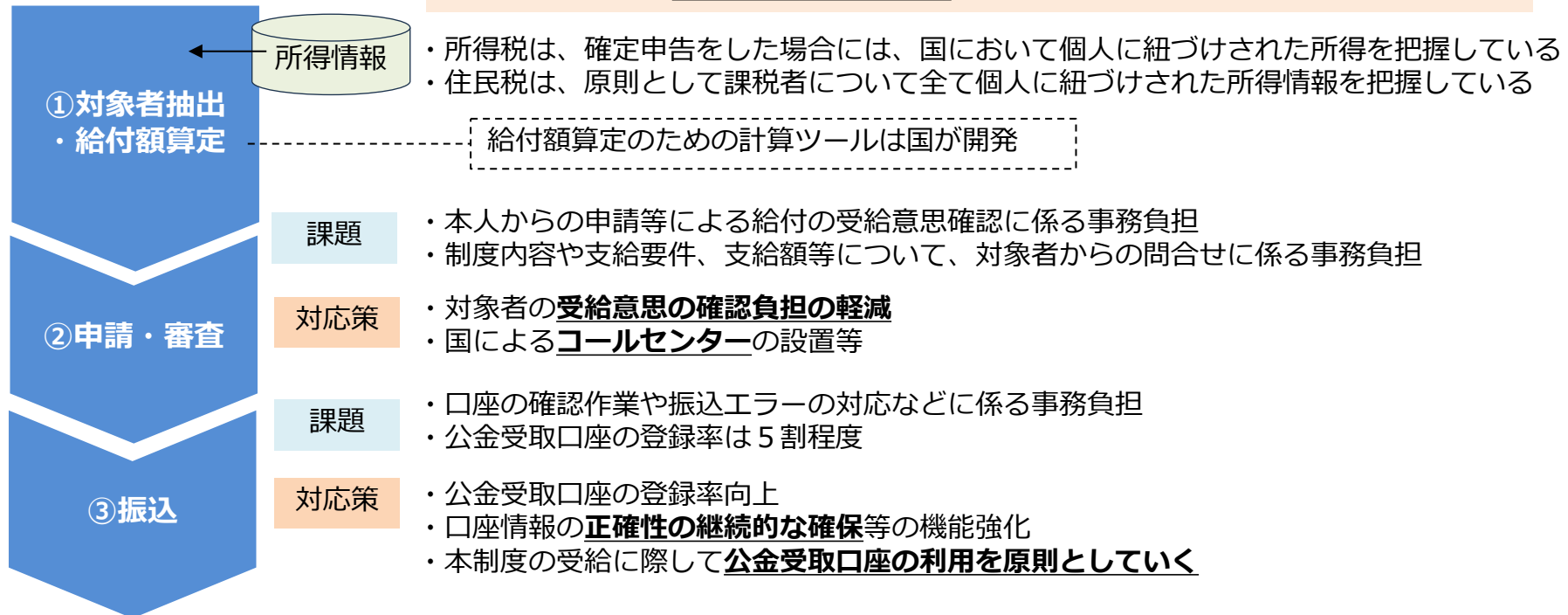
「所得に連動したきめ細かな給付」の制度の執行等

(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、**国と地方が協力して運営**し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討。システム等の全国一律とした方が効率的な**インフラの整備は国が対応**することを基本とする一方、**住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応**する方向で検討。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、**丁寧な協議を行う**。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るもの**と認識し、**国と地方の間で制度導入後も継続的な検討**を行う。
- **実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講じる**。

【給付の事務フローのイメージと事務負担の軽減策】

システム面の支援に加え、対象者の**受給意思や口座情報の確認作業、外部からの問合せ対応**等について対応策を講じる



- 上記の「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、**国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方**の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。具体的には、**システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応**することを基本とする一方、**住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応**する方向で検討を行う。その際、国地方全体で負荷が少なくスピード感を持って実現するため、既存の社会保障制度で**法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に**、検討を進める。また、法令による明確な実施基準のもとで、毎年度見直しをもって実施することができる仕組みとする。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、**国と地方の間の丁寧な協議を行う**。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う**。
- 実施主体の負担軽減のため、**国が前面に立って適切な支援や対策を講じる**こととし、具体的には、過去の給付金事務において負担が大きかった**対象者の受給意思や口座情報の確認、外部からの問い合わせ対応等への対応策**を講じる。**公金受取口座の一層の活用**を図るとともに、**国によるコールセンターの設置や受給意思の確認負担の軽減策**についても検討する。
- 特に公金受取口座については、現状5割程度にとどまる登録率の向上を国として強力に推進し、**本制度の受給に際してその利用を原則としていく**とともに、**口座情報の正確性の確保等の機能強化**に継続的に取り組む。
- 執行面でも、**情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していく**。コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、国が直接給付をする場合、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現に相当の期間を要する。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携やDX化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。

「所得に連動したきめ細かな給付」の執行について （「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針抜粋（制度の経過措置（つなぎ）））

4. 制度の経過措置（つなぎ）

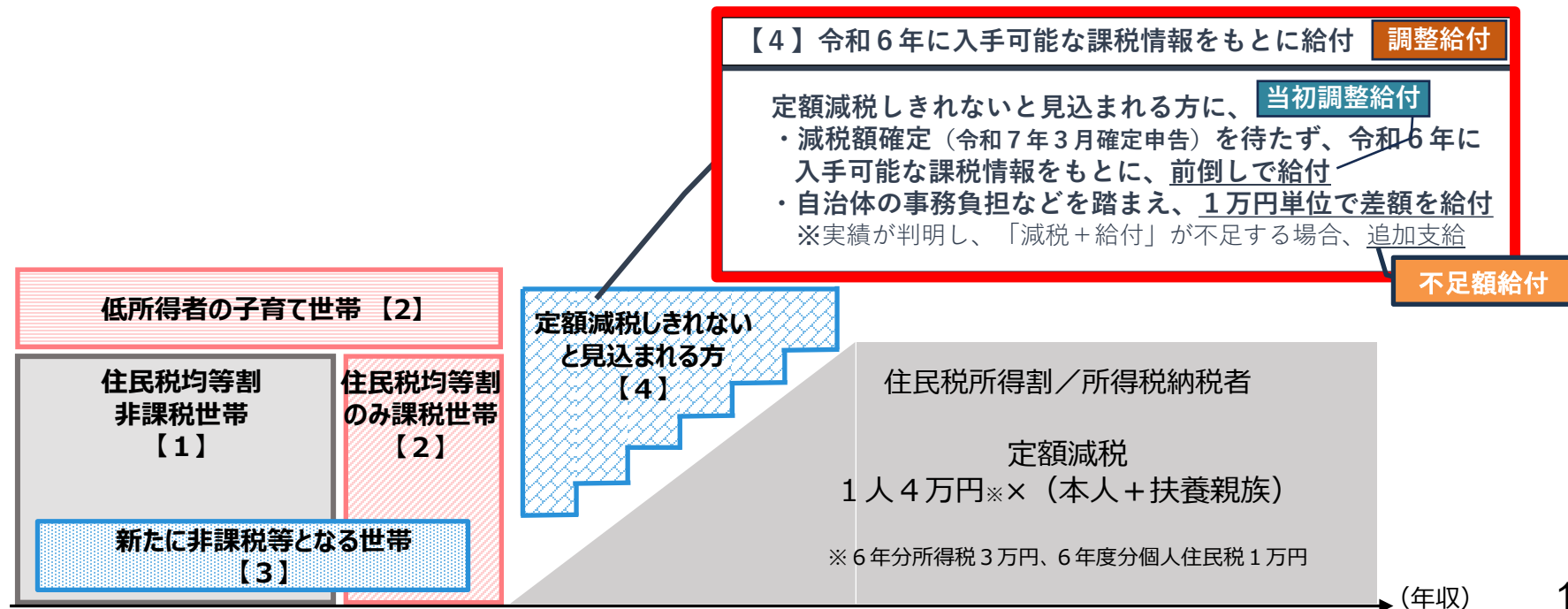
- （1）「所得に連動したきめ細かな給付」については、公平性などの観点から高所得の配偶者を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳の被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となることから、必要な環境整備に取り組むことを前提として、その環境が整うことが見込まれる令和11年度に本格導入するものである。
- （2）**本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置（つなぎ）**として、飲食料品に係る消費税率の引下げと、中低所得の現役勤労者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせる実施することとする。
- （3）具体的には、
- ① 足下の物価高に鑑み、出来る限り早期に対応を講じる観点から、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1%とする。
 - ② あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、本制度の本格導入を先取りした取組みとして、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」※1を令和9年度に導入する。
- これらの取組みにより、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。
- （※1）本格導入時には行われる世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外措置を設けず、18歳以下のこどもの人数に応じた加算に代えて15歳以下のこどもの人数に応じた加算を行うなど経過的な措置を講ずるものである。
- （※2）その他、実施のための所要の措置を講ずる。
- （6）なお、消費税減税の終了時に「所得に応じたきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずる。

「所得に連動したきめ細かな給付」 の執行について

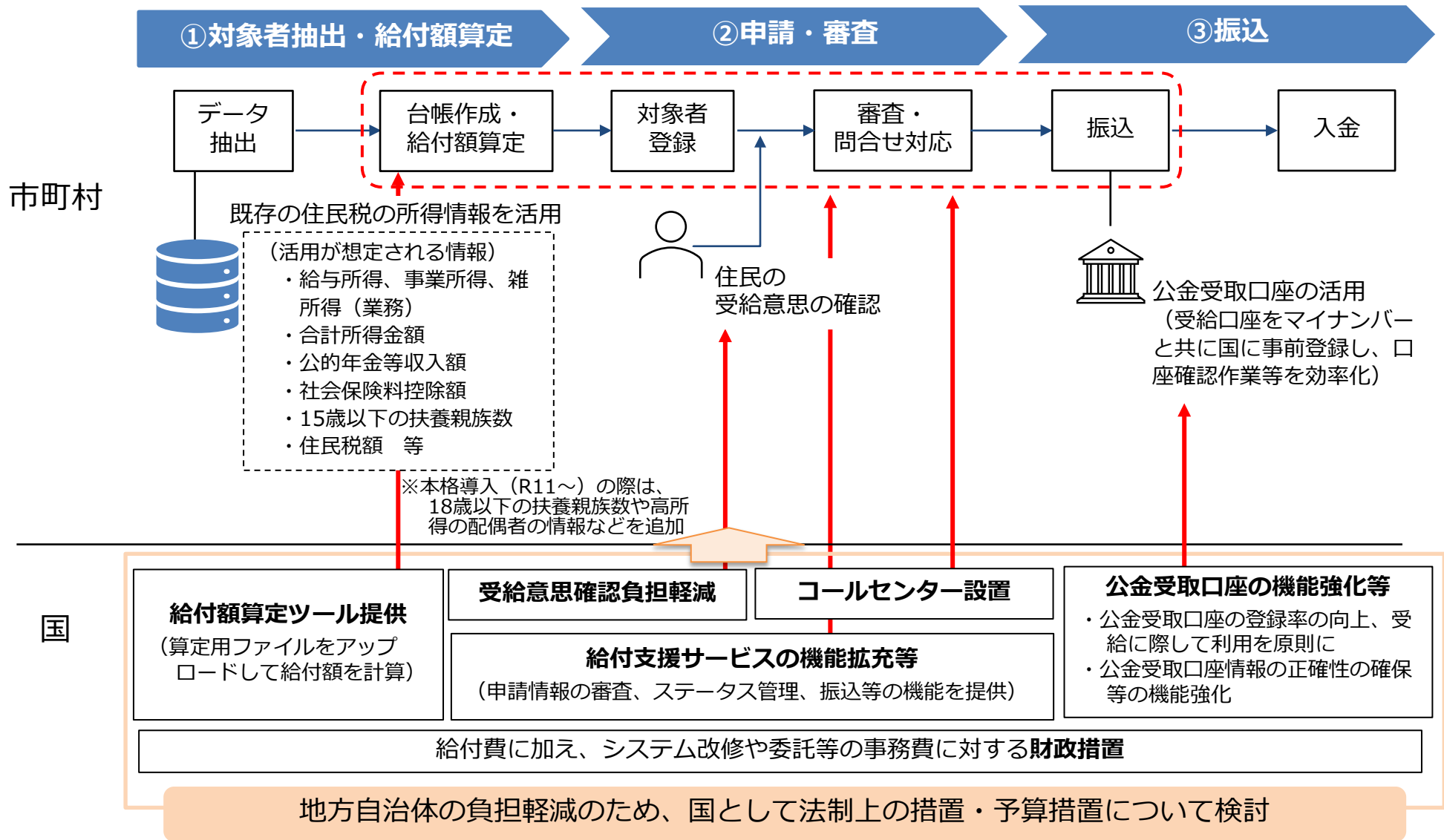
「所得に連動したきめ細かな給付」と「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」との違い

	所得に連動したきめ細かな給付(原則)	給付金・定額減税一体措置
① 給付に活用する税情報	住民税情報のみ	住民税情報及び所得税情報（所得税情報を活用しがたい場合は住民税情報から推計）
② 減税と給付の組合せ	住民税の所得額に応じた給付のみ	住民税及び所得税それぞれについて、減税と給付を組合せ
③ 減税／給付の単位	個人	世帯と個人が混在（重複排除の必要）
④ 給付の方法	前年の所得額に応じて給付 支給回数については事務負担を踏まえ今後検討 ※「基本方針」（R8.8.5閣議決定）（抄） 「なお、消費税減税の終了時に「所得に応じたきめ細かな給付」に円滑に接続するために必要な措置を講ずる。」	減税額確定を待たず、前年の所得税額を基にした見込み額により前倒しで給付（当初調整給付）した上で、最終的な不足分を追加で支給（不足額給付）

＜「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の全体像（令和5～7年）＞



執行イメージ（先行導入・本格導入）



➡ この事務の執行イメージを踏まえ、法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、具体的な**事務執行の在り方**（都道府県による市町村の支援策も含む）**について協議**させていただきたい。

- 給付事務に係る事務負担については、これまでの給付事務の課題を踏まえ、国が前面に立って負担軽減のための対応策を検討する。

【これまでの給付事務の課題と検討の方向性】

	これまでの給付事務の課題	検討の方向性
対象者抽出・給付額算定	給付対象者の算定式に合わせてシステムを改修したり、 <u>ツールを作成</u> する必要がある	必要な情報をアップロードすれば対象者ごとの算定額が計算される <u>給付額算定ツール</u> を国が無償提供することを検討
申請・審査	対象者の <u>受給意思の確認</u> に手間がかかる	公金受取口座を登録している場合は、 <u>申請なしで給付を行えるよう法制上の措置</u> を検討
	自治体ごとに <u>給付のためのシステム構築</u> に手間と費用がかかる	<u>給付支援サービス</u> を国で一括契約した上で提供し、紙申請の場合の対応など <u>必要な機能拡充</u> についても検討
	自治体で <u>把握していない所得情報</u> （非課税の事業所得者等）の把握に手間がかかる	<u>非課税者であっても積極的に確定申告を行っていただく</u> よう、国として広報を行うことを検討
問合せ対応	<u>問合せ対応</u> に手間がかかる	<u>国によるコールセンターや、ウェブサイト</u> で給付対象者が自ら給付額を算定できる <u>仕組みの構築</u> について検討
振込	公金受取口座の登録率が低く、 <u>口座の確認作業や振込エラーの対応</u> に手間がかかる	<u>公金受取口座の利用を原則</u> （※）としていくとともに、 <u>口座情報の正確性の確保や照会対応能力の強化のためのシステム改修</u> について検討 ※上記のとおり、公金受取口座を登録している場合は、申請なしで給付を行えるよう法制上の措置を検討。なお、公金受取口座登録者に限定して給付を行うことについては、公金受取口座の登録が任意であり、また、預貯金口座を開設できない方もいることなどを踏まえると、慎重な検討が必要か。

- 「所得に連動したきめ細かな給付」は、中低所得の現役勤労者の負担軽減と就労促進を目的として、税制と社会保障制度における負担と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する新たな制度である。

- このような制度の目的を踏まえ、
 - ・ この新たな給付は、中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、**税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること**
 - ・ 本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、**社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきた**ことからこの新たな給付制度について、国と地方で負担を分担することとしたいと考えており、**財政負担の在り方について協議**させていただきたい。

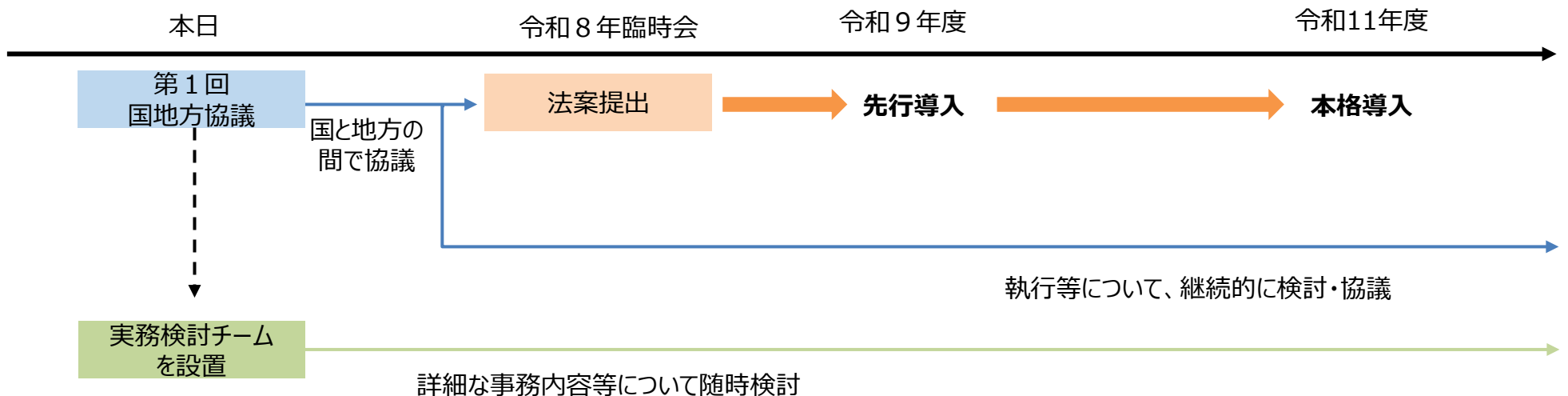
※ 「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針（令和8年8月5日閣議決定）（抜粋）

- 上記の検討を行い、結論を得るに当たっては、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する。

今後の想定スケジュール

- 法案の提出に向けて、国と地方の実務者で構成する「実務検討チーム」を設置し、詳細な事務内容等について検討させていただきたい。
- 社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、国と地方の役割分担は変わり得るものであり、制度導入後も、執行等の在り方については継続的な検討・協議をお願いしたい。

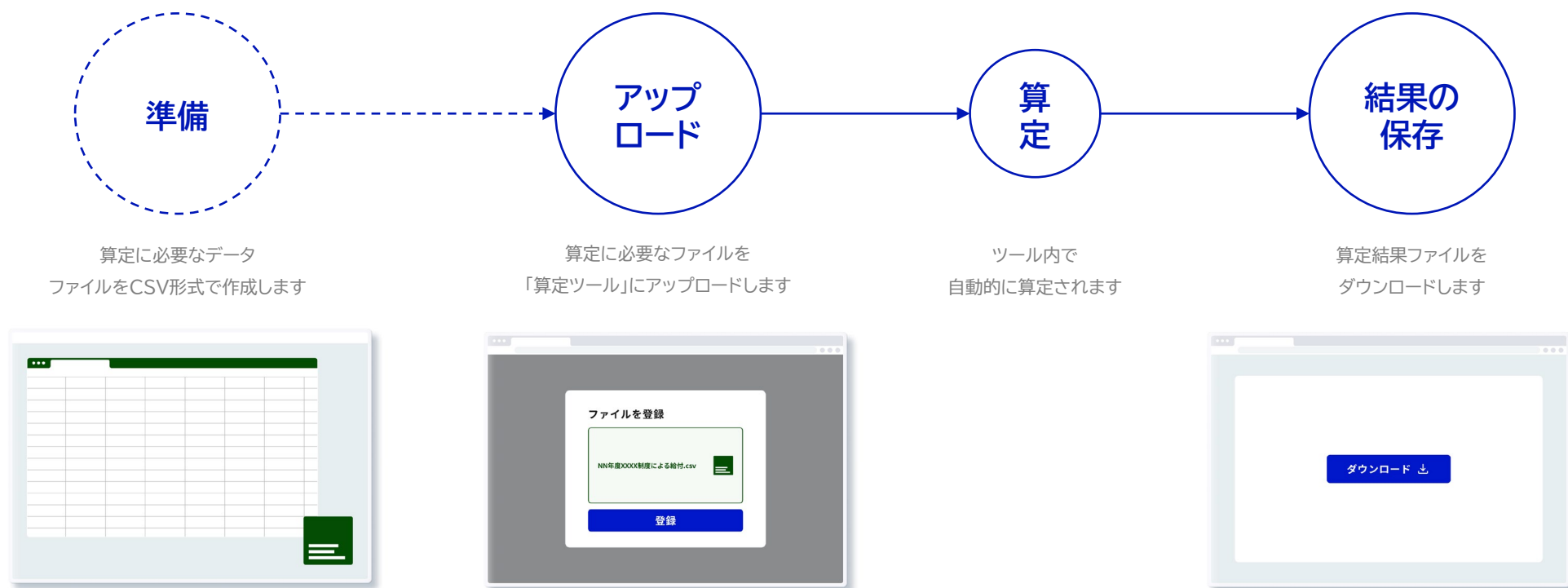
※今後の協議の状況を踏まえ、変更の可能性あり



参考

給付額算定ツール

- R6以降の定額減税・給付一体措置において、自治体の給付に際しての給付額算定を円滑化するために、提供したもの。
- 予め指定されたフォーマットで作成した算定用入力ファイル（csv）を、算定ツール画面にアップロードすると、システムで処理した給付対象者ごとの給付額等算定結果がダウンロード（csv）可能。各自治体がシステム構築を行う、もしくはそれらの業務を委託事業者へ委託するための手間や費用の負担軽減が可能。
- 各給付の制度設計に合わせて開発が必要。また、必要な情報を抽出し、算定用入力ファイルを作成できることが使用の前提となる。（入力ファイルの作成を支援するツールは提供可能）
- 調整給付等で1580の自治体において利用実績あり。



給付支援サービス

- ▶ 給付対象者・給付額決定後の給付事務を支援するサービス。審査事務・振込事務のデジタル化により給付事務実施者の負担を軽減。
- ▶ 給付対象者への確認書類の作成、申請情報との自動マッチング・審査、ステータス管理、サービス内振込（サービス外振込に必要な全銀フォーマットの出力）等の機能を提供。給付対象者も、マイナポータルを通じオンライン申請が可能のため記入は最小限、添付書類は省略が可能で、申請状況の確認も可能であるため、給付事務実施者への問合せの軽減も可能。また、給付対象者から紙で行われた申請についても取扱可能。
- ▶ これまで利用は有料（給付対象者数等によって異なり、半年程度の利用で、小規模給付であれば数十万～全住民向け等大規模給付であれば数百万程度）。
- ▶ 現在、約100の団体において使用実績あり。

給付対象者

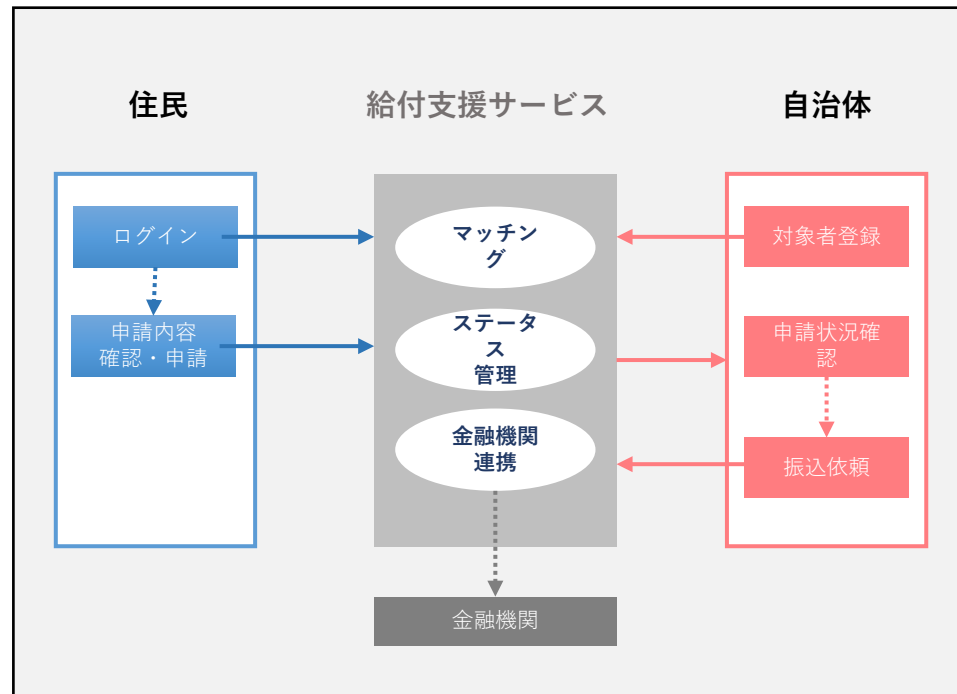
利用方法

- ・ 自治体の案内（二次元コード等を記載）からマイナポータルへアクセス
- ・ マイナンバーカードで本人確認
- ・ 公金受取口座を利用
（自治体独自で保有する口座情報は指定不可）

給付対象者メリット

- ・ 面倒な申請書記入が最小限にできる
- ・ 添付書類を省略することもできる
- ・ マイナポータル上で申請のステータスを確認できる（未申請、審査中、振込準備中、完了）

給付支援サービス



地方自治体

利用方法

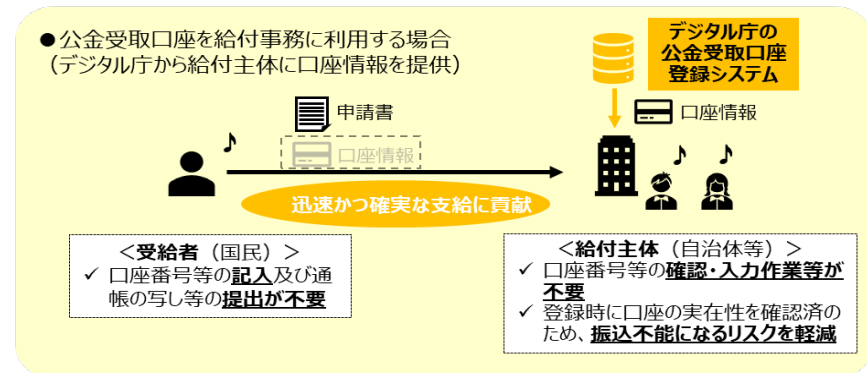
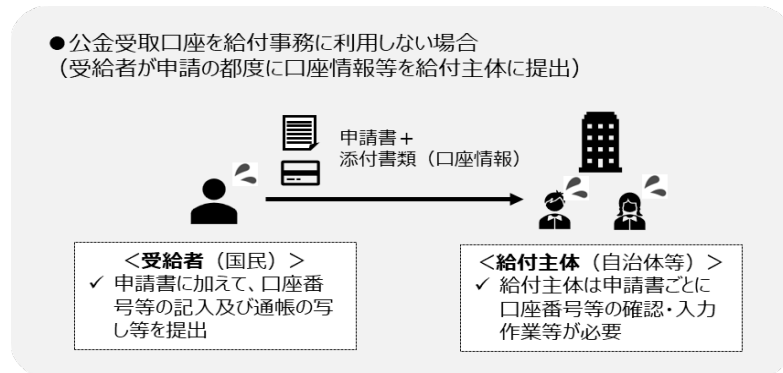
- ・ 対象者情報の抽出・登録
- ・ 審査
- ・ 振込依頼
- ・ マイナポータルを介した国民への通知（却下、振込予定）

自治体メリット

- ・ 本人申請内容をデータで提供することで、システムを用いて審査業務を効率化できる
- ・ また、紙で受け取ったものの転記・再確認等もないため事務処理負担を大幅に削減することができる

公金受取口座

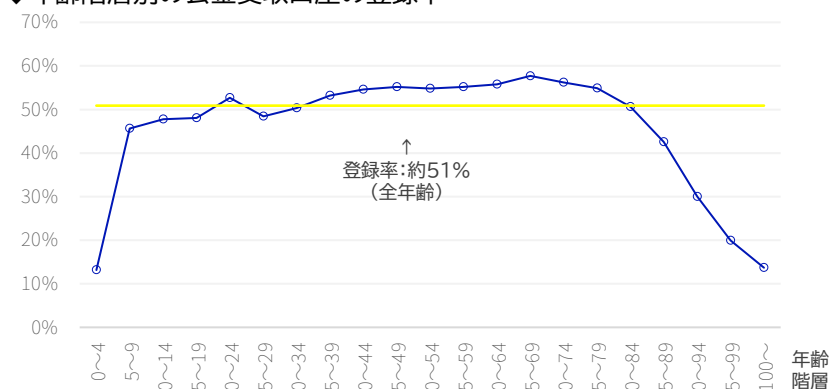
- ▶「公金受取口座」は、口座登録法に基づき、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、国民1人につき1口座の預金口座情報等をマイナンバーとともにデジタル庁に任意登録し、給付主体による給付事務の実施に当たり、デジタル庁から当該口座情報を提供する仕組み。
- ▶給付対象者においては申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が、行政機関においては口座情報の確認作業等が不要となる。
- ▶登録した口座の名義変更等を行った際には、本人がマイナポータル等を通して公金受取口座登録情報の変更手続きを行う必要がある。
- ▶現在の公金受取口座の登録数は約6,400万件（6月末時点）であり、自治体における児童手当等の給付、国税の還付等様々な事務で使用されている。2022年の運用開始以降、約4,400万件（6月末時点）の口座情報を提供している。
- ▶なお、「預貯金口座付番制度」は、預貯金者がその意思に基づき金融機関へマイナンバーを届け出て、預貯金口座に付番することにより、預貯金者が相続時等に口座の所在を確認しやすくなる仕組みであり、「公金受取口座登録制度」とは異なる制度である。



◆公金受取口座の活用の有無による給付事務への影響

	紙申請の口座	公金受取口座
受給者による申請手続	口座情報の記入・提出が必要	左記が不要
行政側の事務コスト	口座情報の提出を求める封筒の郵送、口座情報の確認・入力作業、振込エラーへの対応等が必要	左記事務に係るコストを軽減
給付に要する期間	相対的に長期化	給付までの期間を短縮
口座実在性確認	通常は未実施	登録時等に実施済
誤給付等のリスク	一定のリスクあり	リスクを軽減

◆年齢階層別の公金受取口座の登録率



(注) 目安であり、実際の給付事務の性質等によって影響は異なり得る。

- 地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方では、**国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う**一方、**住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる**とし、地方自治体の事務は**法定受託事務**と**自治事務**に区分される。
- 社会保障関連制度では、**年金は国が直接給付に関する事務を担う**一方、**生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国・都道府県・市町村が分担して事務を担っている**。

【地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方】

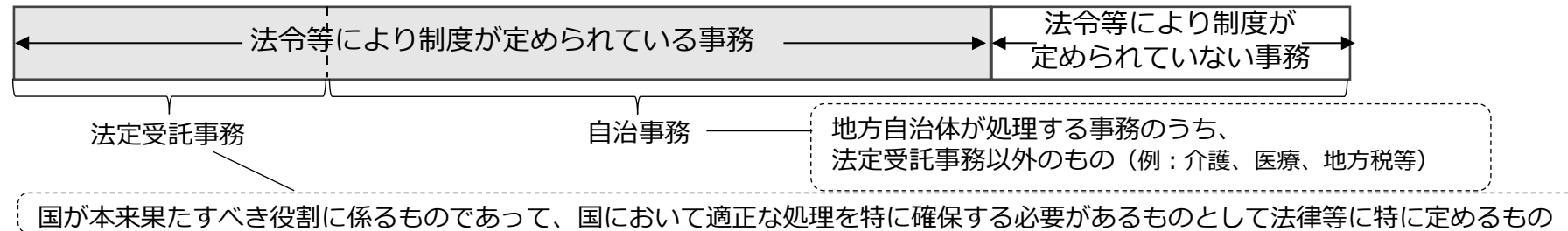
- **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

※国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

- **住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる。**

＜地方自治体の事務のイメージ＞



【社会保障関連制度における主な役割分担】 ※ **法定受託事務**（都道府県・市町村の法定受託事務以外の事務は自治事務）

	年金	生活保護	子育て支援	介護	医療
国	・年金 給付 に関する事務	・生活保護制度の立案 ・財政支援	・子育て支援制度の立案 ・財政支援	・介護保険制度の立案 ・財政支援	・医療保険制度の立案 ・財政支援
都道府県	—	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の設置に係る認可 ・児童扶養手当の 支給 (※1・2) ・財政支援	・介護保険事業運営の助言、援助 ・財政支援	・国民健康保険事業の財政運営の責任主体
市町村	・被保険者からの資格の取得等に関する届出の受理等	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の運営 ・保育の必要性の認定や保育所等の利用調整等 ・児童手当・児童扶養手当の 支給 (※1・2)	・介護保険事業の運営（要介護者等の認定、保険給付（高額介護サービス費の 支給 (※3)を含む）等）	・国民健康保険事業の運営（資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付（療養費の 支給 を含む）等）

※1 生活保護の決定・給付や児童扶養手当の支給は、市町村に福祉事務所がある場合は市町村、ない場合は都道府県が担う。

※2 そのほか、法令等により制度が定められていない事務として、児童手当・児童扶養手当の登録口座を活用した国の給付金の支給事務を行ったことがある。

※3 負担上限を超えた額がサービス利用後に登録口座に振り込まれる高額介護サービス費の支給。

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

（1）国のAX/DX基盤の高度化・強靱化

④ 「公正」「公平」「迅速」な給付を実行するためのインフラの構築

- 新型コロナウイルス感染症への対応の中で浮き彫りとなった行政サービスのデジタル化の遅れ（「デジタル敗戦」）の反省を踏まえ、パンデミックや災害、物価高騰といった非常時を含め、平時にも国が困っている方に困っているタイミングで必要な手を迅速に、また、直接に差し伸べることも可能となる給付インフラを構築していくことが極めて重要な課題である。
- このような考え方に基づき、デジタルの活用により、事務負担のこれまでにない最小化を実現する給付インフラを整備するため、デジタル庁は、社会保障国民会議における「給付付き税額控除」に関する議論にも留意しつつ、以下の取組について、令和8年度から着手する。
 - ・ マイナンバーを用いた市町村・府省庁等の行政機関間の情報連携の円滑化のため、公共サービスメッシュが提供する中間サーバー相当機能や情報提供ネットワークシステムの強化を速やかに行うとともに、大量照会機能の具体化、情報連携の開始までの業務フローの見直し、情報照会事務の追加や新規機関の接続等を柔軟に行う仕組み（ファストトラック）の導入について検討を進める。
 - ・ 給付対象者の申請から給付主体による審査、振込まで一気通貫でデジタル完結を可能とする給付支援サービスについて、例えば、給付業務の省力化に資する機能、給付対象者の台帳作成、算定ツールの提供、マイナンバー情報連携やマイナポータルとの連携などの機能拡張・改修等の実装化に向け取り組む。
 - ・ 公金受取口座を徹底活用した簡易・迅速な給付を図るため、口座情報登録・連携システムにおける口座実在確認等の機能や照会対応能力の強化を図る。また、年金受給者によるオプトアウトでの登録を可能とする特例制度の令和8年度中の開始等の取組により、登録者数の更なる増加を目指す。あわせて、新たな給付施策の導入においては、デジタル化された手続の構築に当たり、受給者による公金受取口座の登録及び利用を前提とする方向で給付主体等との調整を図る。
- デジタル庁及び関係府省庁等は、まずは、非常時などに地方に負担をかけず国が直接に給付対象者に必要な給付を行う観点で、個別の金融機関等の対応に要する負担にも配慮しつつ、官庁会計システム（ADAMSⅡ）及び日本銀行の国庫計理・振込システム等を含む、国庫から給付対象者への支払い機能を担うシステムについて必要な改修を行う。あわせて、必要に応じ、ポイントなど、現金振込以外の給付手段の多様化も検討する。